

平成21年度 事業報告

【総務部分掌に係る事業】

1. 会員の品位保持に関する指導及び連絡

(1) 新入会員の登録証交付式

新入会員へ登録証を交付し、東京土地家屋調査士会会員として第1回目の研修の機会と位置付け、土地家屋調査士の業務を遂行していくにあたり、必要な会員の心得及び土地家屋調査士倫理綱領等の品位保持についての指導を行った。

また、併せて、支部及びブロック協議会、東京調政連、東京公嘱協会等の機構についても説明を行って、理解を求めた。

近年、増加傾向にある「苦情案件」等について、業務遂行に際しての注意事項を伝え、さらには、本会の事業への参加に限らず、支部・ブロックの事業に積極的に参加し、会員間における情報の共有に心がけるようアドバイスを行った。

隔月で1回程度行う予定にしているが、新入会員の人数等の関係から4回の開催となった。出席会員は65名であった。

(2) 東京法務局からの会員に関する調査付託等の件

該当の会員に来会を求め、総務部において聴聞・調査等の上、必要に応じた指導を行った。

本年度の綱紀委員会への調査付託は、5件であったが、それに関連し、総務部による苦情案件外事情聴取12回、指導調査理事会1回、注意勧告理事会1回（対象会員は3名）へ対応した。その他、新規登録申請者からの事務所形態等に関する事情聴取・確認2回、新規登録申請者の事務所形態等実態調査に出向1回、総務部による苦情申立会員との面談2回を行った。

なお、本年度、土地家屋調査士法第42条に基づき、東京法務局において実施された会員に対する懲戒処分は5件で、そのうちの1件は「業務の禁止」であった。

近年は、会員の業務取扱いに対する苦情・懲戒申立案件が増加傾向にあり、本会としての対応及び会員個々の自覚がより一層求められるところである。

(3) 会費未納者の件

該当会員に対して催告・聴聞を行った。一部の会員ではあるが、毎月恒常的に対応が必要な状態にあり、会費納入の確認及び督促に多くの労力を要している。

(4) 年計表報告の件

期限内（1月末）未提出会員に対し、督促を行った。

年計表の提出は会則第98条に定められており、期限内の提出方につき、各種の会合、連絡等を利用して、今後も注意を喚起したい。

(5) 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の管理・使用について

平成21年度は本会会員による事件・事故は起こらなかったが、その使用・管理等について、更なる注意の必要性を感じた。新入会員に対しては、登録証交付式等において本制度の趣旨等について十分に説明を行い、その使用・管理体制等について指導・徹底を図った。

(6) 紛議調停の実施について

会員の業務に関する紛議につき申立があり、紛議調停委員会において種々協議を行いながら、調停を合計3回開催した。当事者間の互譲による、条理にかなう実情に則した円満な解決を図るべく、話し合いを進めたが、調停は不調に終わった。調停終了に当たり、紛議調停にはなじまない事案もあるものと思われることから、その峻別が今後の課題と考えている。

2. 会務運営・事務合理化の推進

(1) 例年通り、会議時間の厳守、短縮に努めた。

なお、可能な限り、複数の会議等を同日に開催するよう配慮した。

また、各種委員会及び他団体との会議等への出席者についても、必要最小限にとどめるよう合理化を図った。

(2) 事務合理化検討特別委員会からの建議書を受け、財務部において、会費自動振替の全会員加入に向けた取り組みがされたが、総務部においては、併せて建議された「支部交付金の支給額の見直し」について、協議を行った。支部の統合も視野に入れ、引き続き検討を進めていくこととしている。

3. 会館の維持・管理

より使いやすい会館を目指し、会館の維持・管理に注力した。

また、会員による会議室使用に関して、平日夜間の利用については、従前必要としていたガードマンに代わり出来る限り職員が対応することとし、利用を簡易にした。同時に貸出し備品の使用料も見直した。

4. 証紙制度の運営及び周知徹底

会館建設は無事終了したが、建設に当たり借り入れた資金の返済完了まで、制度の更なる理解と協力方につき会員に周知徹底を図った。

新入会員に対しては、登録証交付式の機会をとらえ、本制度の経緯を説明し、理解と協力を求めた。

5. 「境界紛争解決センター」の運営及び関連法規への対応

境界センターにおける平成21年度の事件数等は、別表(27頁)記載のとおりで、利用件数はあまり伸びていないが、相談件数は多くあり、筆界特定制度との連携も見据え、潜在的な需要はあるものと捉えている。

また、申立事件について対応できるよう紛争解決委員候補者を対象とした研修を行った。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の「法務大臣の認証」を受けるべく関係規則の見直しを行った。

6. 国民年金基金の加入促進

年金基金が行う加入促進活動には、その都度、必要な協力を行った。

7. その他

(1) 健康診断委託契約について

新たにアルファメディック・クリニック（川崎市幸区）と協定を結び、立川中央病院とともに会員には健康診断に利用できる環境となった。

(2) 新春交礼会の開催

平成22年1月19日、公嘱協会及び東京調政連との共催により開催した「新春交礼会」は、227名（うち来賓64名、会員参加者131名、関係役員等32名）の出席を得て、盛会裡に無事終了した。

【財務部分掌に係る事業】

1. 会費等の徴収

平成20年度の事務合理化推進検討特別委員の建議に基づき、「会費自動振替準備特別委員会」を設置し、全会員を対象とした会費自動振替の義務化に向けた規程の変更案を趣旨とする答申書を受けた。答申書の内容を検討の後、支部長会議における意見聴取を経て、理事会において「入会金及び会費納入方法に関する規程」を改正（29頁参照）した。

第72回定時総会において趣旨説明をし、平成22年度に各支部会計担当者会を開催して手続的な案内を行うとともに、準備期間を設け会員への周知を図り、3期分（振替日10月27日）より会費の自動振替を実施する予定である。

2. 中・長期財政計画の検討

平成22年度以降の会員数の減少を見据え、事業計画の策定及び管理費の見直しを行い、中長期財政計画を試案した。

3. 資産管理及び運用

預貯金については、安全かつ有利な条件の下、資産運用を行った。

なお、会館建設に伴う、長期借入金については返済計画に基づき順調に推移している。

4. 土地家屋調査士業務に関する統計処理

平成21年分取扱事件の年計報告の提出依頼、集計、点検を行い、前年に引き続き経費

の削減をはかりながら統計処理を行った。

また、会員の利便性を考慮し、年計表様式のエクセルファイルを作成し、ホームページに掲載した。

5. 諸用紙・図書等のあっせん・頒布

必要に応じ、図書の斡旋、頒布を行った。また、ダウンロード可能な各種用紙については、昨年度同様ホームページ上に掲載し、会員へ提供した。

【研修部分掌に係る事業】

1. 会館等を利用した研修体制の充実

会館等を利用して、下記の研修会の計画・開催を行った。

(1) 法令研修

- ・開催日時 平成21年8月26日（水）午後2時00分～6時30分
- ・開催場所 よみうりホール
- ・研修内容 境界の理論と実務
- ・講師 寶金 敏明 氏（元東京法務局長，内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員）
- ・出席者 会員673名（当時全会員比43%），他会会員7名，補助者20名

(2) 測量実務研修

本年度は、「基準点測量研修会」の受講申し込み者が最少催行人数である20名に達しなかったため、中止となった。また、「新入会員等実務研修会（測量）」も同様に最少催行人数に達しなかったが、新入会員の必須研修であることから、実施計画を変更して、本実務研修会の開催を行った。

〔基準点測量研修会〕：中止（最少催行人数に達しなかったため。）

- ・開催日時 【事前講習】平成21年10月3日（土）
【実務研修会】平成21年10月9日（金）・10日（土）・11日（日）・12日（月・祝）…3泊4日
- ・開催場所 【事前講習】東京土地家屋調査士会 3階会議室
【実務研修会】ソキア松田研修所（株式会社ソキア・トプコン）
- ・研修内容 「平成21年度研修事業計画に基づく研修」
「法第14条地図作成作業及び地籍調査事業への対応を考え、基準点測量の基礎・選点・観測・網平均計算の実習」
- ・募集人員 （最少催行人数）20名
- ・申込人数 15名（会員10名・補助者5名）

〔新入会員等実務研修会（測量）〕

- ・開催日時 【事前講習】平成21年10月24日（土）

- 【実務研修会】平成21年10月31日（土）・11月1日（日）・2日（月）・3日（火・祝）…3泊4日
- ・開催場所 【事前講習】東京土地家屋調査士会 3階会議室
【実務研修会】フレンドシップハイツ・よしみ
 - ・研修内容 「新入会員，測量未経験者・未習熟者，補助者を対象として，トータルステーションの取扱いから，トラバース測量・一筆地測量・分筆点の測設，成果品の作成」
 - ・講師 八本 康伸 氏，宮嶋 信一 氏
 - ・助教 曾根 芳文（文京支部）会員，田中 登（墨田支部）会員，清野 伊勢吉（荒川支部）会員，志村 直樹（田無支部）会員
 - ・募集人員 （最少催行人数）20名
 - ・受講申込者 20名（会員14名，補助者6名）
 - ・修了者数 19名（会員14名，補助者5名）

(3) 企画研修

① 補助者研修

- ・開催日時 平成21年5月16日（土）午前9時35分～午後4時00分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容 「倫理」
坂本 勝（府中支部）会員
「資料調査及び現地調査のポイント」
佐々木 義徳 研修部理事
「不動産登記法ほか関係法令概要」
内野 篤 研修委員長
「測量学の概要」
瀧下 俊明（墨田支部）会員
- ・募集人員 補助者100名（最少催行人数30名）
- ・受講申込者 100名（補助者）
- ・修了者数 99名（補助者）

② オンラインなんでも研修会

- ・開催日時 平成21年10月7日・14日・21日（水）午後6時00分～9時00分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容 オンライン登記申請全般
- ・講師 オンライン申請促進プロジェクトチーム
内野 篤 リーダー，内藤 和成 サブリーダー，
安藤 一典・八巻 和幸 両メンバー
原田 克明 研修部長
- ・募集人員 （最少催行人数）5名
- ・受講申込者 第1回 18名（会員）

- 第2回 13名 (会員)
- 第3回 18名 (会員)
- ・ 修了者数 第1回 17名 (会員)
- 第2回 12名 (会員)
- 第3回 14名 (会員)

③ 登記基準点研修 GPS編

- ・ 開催日時 平成21年12月9日 (水) 午後6時15分～9時15分
- ・ 開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・ 研修内容 小平認定登記基準点の実例, GPS測量について
- ・ 講師 登記基準点技術センタープロジェクトチーム
田原 大 リーダー, 村岡 道修 メンバー
- ・ 募集人員 100名 (最少催行人数) 30名
- ・ 受講申込者 35名 (会員)
- ・ 修了者数 31名 (会員)

④ オンライン申請研修 中級・上級編

- ・ 開催日時 平成22年1月21日 (木) 午後6時00分～9時00分
- ・ 開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・ 研修内容 オンライン登記申請 (中級及び上級編)
- ・ 講師 オンライン申請促進プロジェクトチーム
内野 篤 リーダー, 内藤 和成 サブリーダー,
安藤 一典・八巻 和幸 両メンバー
原田 克明 研修部長
- ・ 募集人員 30名
- ・ 受講申込者 第1回 21名 (会員)
- 第2回 20名 (会員)
- ・ 修了者数 第1回 18名 (会員)
- 第2回 18名 (会員)

⑤ 弁護士による「個人情報保護法」に関する研修

- ・ 開催日時 平成22年1月26日 (火) 午後6時30分～9時30分
- ・ 開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・ 研修内容 個人情報保護法と土地家屋調査士業務
- ・ 講師 弁護士 権田 光洋 氏
- ・ 募集人員 100名 (最少催行人数30名)
- ・ 受講申込者 36名 (会員)
- ・ 修了者数 31名 (会員)

⑥ 土地家屋調査士事務所の税金等に関する研修

- ・開催日時 平成22年 2月 4日 (木) 午後 6時00分～ 9時00分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容
 - I 土地家屋調査士法人の設立を考えている会員及び設立している会員の為の調査士法人の税務について
 - II 白色申告・青色申告(各種特典の上手な利用の仕方:引当金,減価償却,青色専従者etc)のメリット・デメリットについて
- ・講師 本会 顧問公認会計士・税理士 小松 英明 氏
- ・募集人員 100名(最少催行人数30名)
- ・受講申込者 37名(会員)
- ・修了者数 36名(会員)

⑦ 土地家屋調査士特別研修考査・過去問題の研究(研修会)

- ・開催日時 平成22年 3月10日(水) 午後 6時30分～ 8時30分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容 考査に向けた学習の参考になるよう,過去4回の土地家屋調査士特別研修の講義及び考査の内容を検討・研究
- ・講師 本会 顧問弁護士 山崎 司平 氏
- ・募集人員 100名(最少催行人数30名)
- ・受講申込者 東京会会員53名,他会会員38名,有資格者7名
- ・修了者数 東京会会員46名,他会会員38名,有資格者7名

⑧ 表示登記に関する諸問題

- ・開催日時 平成22年 3月16日(火) 午後 6時30分～ 8時30分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容 表示登記に関する諸問題
- ・講師 法務省民事局民事第二課 前田 幸保 補佐官
- ・募集人員 100名(最少催行人数30名)
- ・受講申込者 100名
- ・修了者数 会員 94名(会員)

(4) 新入会員研修

〔登録時研修〕

新入会員の登録証交付時に,4時間程度の時間を設け,総務部担当理事による会員の品位保持並びに研修部担当理事による調査・測量実施要領等の実務研修を実施した。(新入会員登録証交付式及び研修 4回 65名出席)

〔関東ブロック協議会新人研修会〕

本研修会は関東ブロック協議会が主催する研修会であるが,本会では本研修会を新入会員が入会后一定期間内に受講すべき必須研修として位置付けをしていることから,対象会員に対して受講要請を行った。また例年同様,前年・前々年度における対象会員で,

本研修会を欠席した会員にも再度受講要請を行った。

- ・開催日時 平成21年 9月26日（土）正午～午後 6時30分
27日（日）午前 9時10分～午後 5時00分
- ・開催場所 国際能力開発支援センター（財）海外職業訓練協会（OVTA）
- ・研修内容 「会員心得」
関根 一三 日調連 副会長
「不動産登記法（関連法令を含む）、報酬の運用」
堀越 義幸 日調連 社会事業部次長
「調査・測量実施要領」
橋本 伸治 境界問題解決センターとちぎ センター長
「筆界確認の実務」
秋山 昌巳 千葉会 業務部理事
「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法」
原田 克明 本会 研修部長
「土地家屋調査士業務における法的責任と賠償について」
山崎 司平 本会 顧問弁護士
- ・受講申込者 45名（本会受講対象会員84名）
- ・修了者数 43名（関プロ計156名）

(5) ブロック研修

各ブロック協議会及び七島支部（七島支部特例規程）が主催する研修会について、ブロック協議会設置規則第9条第3項 {ブロック長は、研修会の開催については、別紙様式第4号により、会長に対し事前に計画書を提出して承認を受け、実施したとき（又は予定変更及び中止したときを含む。）は、事後30日以内に報告書（別紙第4号様式、別紙第5号様式）を提出しなければならない。} の規定により報告があった研修内容の確認を行った。

また、ブロック協議会及び支部から要請のあった、研修会の講師派遣については、計画されている研修内容等を考慮し、講師の推薦を行った。

<ブロック研修>

① 中央ブロック

- ・開催日時 平成21年11月27日（金）午後 6時15分～ 8時45分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容 土地家屋調査士の倫理規程と懲戒処分
- ・講師 國吉 正和 副会長
- ・受講者数 68名（会員59名、補助者 9名）

② 城東ブロック

- ・開催日時 平成22年 2月13日（土）午後 2時00分～ 4時30分
- ・開催場所 江戸川区立グリーンパレス
- ・研修内容 「土地家屋調査士」のための法律相談

- ・ 講 師 本会 顧問弁護士 山崎 司平 氏
- ・ 受講者数 会員58名

③ 城西ブロック

- ・ 開催日時 平成21年11月14日（土）午後2時00分～5時00分
- ・ 開催場所 杉並区産業商工会館
- ・ 研修内容 I 地籍調査について
II オンライン申請について
- ・ 講 師 竹内 八十二 会長, 原田 克明 研修部長
- ・ 受講者数 会員95名

④ 城南ブロック

- ・ 開催日時 平成21年11月27日（金）午後6時30分～9時00分
- ・ 開催場所 大田区役所消費者生活センター
- ・ 研修内容 筆界特定制度について
- ・ 講 師 溝垣 公次郎（世田谷支部）会員, 小田島 満（渋谷支部）会員
田村 章（目黒支部）会員
- ・ 受講者数 91名（会員89名, 補助者2名）

⑤ 城北ブロック

- ・ 開催日時 平成22年2月8日（月）午後6時30分～8時30分
- ・ 開催場所 日暮里サニーホール
- ・ 研修内容 個人情報保護法と隣接所有者に関する諸問題
- ・ 講 師 弁護士法人レセラ四ツ谷法律事務所 弁護士 中島 英樹 氏
- ・ 受講者数 56名（会員53名, 補助者3名）

⑥ 多摩ブロック

- ・ 開催日時 平成21年12月15日（火）午後1時30分～4時30分
- ・ 開催場所 武蔵野公会堂
- ・ 研修内容 取得時効について
- ・ 講 師 白鷗大学 和田 直人 氏
- ・ 受講者数 142名（会員139名, 補助者3名）

<支部及びブロック研修への講師派遣>

① 世田谷支部

- ・ 開催日時 平成21年7月2日（木）午後6時30分～
- ・ 開催場所 キャロットタワー 5階
- ・ 研修内容 オンライン登記申請のガイダンス
- ・ 講 師 原田 克明 研修部長

② 練馬支部・練馬支所合同研修会

- ・開催日時 平成21年10月27日（木）午後1時00分～5時30分
- ・開催場所 東京土地家屋調査士会 3階会議室
- ・研修内容 オンライン登記申請について
- ・講師 オンライン申請促進プロジェクトチーム 安藤 一典 メンバー

③ 府中支部

- ・開催日時 平成21年10月30日（金）午後1時00分～
- ・開催場所 ルミエール府中
- ・研修内容 「オンライン申請のためのパソコンの環境設定」について
- ・講師 オンライン申請促進プロジェクトチーム 安藤 一典 メンバー

④ 城西ブロック

- ・開催日時 平成21年11月14日（土）午後2時00分～5時00分
- ・開催場所 杉並区産業商工会館
- ・研修内容 オンライン申請について
- ・講師 原田 克明 研修部長

(6) 土地家屋調査士特別研修

日本土地家屋調査士会連合会主催の標記研修会は、本年度で5回目の実施となり、会員43名が受講した。

なお、過去4回の特別研修を経て、225名の会員が法務大臣から認定証書が交付された。

〔第5回土地家屋調査士特別研修〕

【基礎研修】

- ・開催日：平成22年2月5日（金）～2月7日（日）
- ・開催場所：東京土地家屋調査士会 3階会議室

【集合研修・総合講義】

- ・開催日：平成22年3月19日（金）～3月21日（日）
- ・開催場所：東京土地家屋調査士会 3階会議室
日本土地家屋調査士会連合会 4階会議室

【考査】

- ・開催日：平成22年4月3日（土）
- ・考査会場：日本教育会館

2. 「土地家屋調査士専門職能継続学習」制度（土地家屋調査士CPD）への対応

土地家屋調査士CPDとは、全国の土地家屋調査士を対象に、専門知識や技術の向上、国民からの社会的評価を獲得すること等を目的として、日本土地家屋調査士会連合会より提示された制度である。

しかしながら、連合会において、引き続き運用方法等の検討が行われていることから、

本会においても、連合会指針に配慮した対応を採るべく、慎重に協議を進めているところである。

3. 業務に関する法規等の調査・研究

(1) 公共基準点使用に係る包括使用承認申請について

公共基準点使用承認の使用期限が終了した2区役所・8市役所（平成22年3月末日現在）に対し、再度、包括使用承認申請の手続きを行った。

(2) オンライン登記申請について

オンラインによる登記申請の促進に伴い、会員からのオンライン登記申請に関する質問が増加したことを受け、各支部長に「オンライン登記申請担当者」の推薦を求め、選任を行い、オンライン申請促進プロジェクトチームとの連携により、促進活動、質問等への対応を行った。

更に、本会ホームページの会員の広場内に、「オンライン申請Q&A掲示板及び資料庫」を設置し、会員間の情報の共有化を図った。

(3) 研修委員会

本委員会では、昨年度に実施計画を策定した「補助者研修」、本年度に実施計画を策定した「オンラインなんでも研修会」（計3回）「オンライン申請研修 中級・上級編」（計2回）「土地家屋調査士事務所の税金等に関する研修」「弁護士による個人情報保護法に関する研修」の企画研修を実施した。

上記以外にも、登記基準点技術センタープロジェクトチームによる、小平市における登記基準点の設置を受け、設置事例紹介とGPSに関する研修「登記基準点研修 GPS編」の開催も行った。また、昨年度も開催を行った「土地家屋調査士特別研修考査・過去問題の研究」の研修会についても、第5回土地家屋調査士特別研修受講者（本会会員・東京会場受講有資格者・他会会員）を対象として実施計画を策定し、開催を行った。

(4) 法令研究委員会

下記3項目の検討テーマについて、本委員会を3分科会に分けて検討・研究を行った。

① 地図及び地図に準ずる図面の二線引畦畔の問題について

地図及び地図に準ずる図面の処理について、東調研発第14号（「(抜粋)二線引畦畔の解消がされていないものが見受けられるが、これに該当する地図及び地図に準ずる図面の訂正申出書には『権限ある官庁の証明』の添付を要しないものとして取り扱われたい。）」により、東京法務局民事行政部不動産登記部門に照会を行った。

照会内容については、東京法務局民事行政部不動産登記部門と計3回の協議を行ったが、同法務局民事行政部長からの回答は、2不登1第23号「客年7月1日付け東調研発第14号をもって照会のあった標記の件については、権限ある官庁の証明を省略することは相当でない。」との回答であった。

しかしながら、二線引畦畔の問題については、引き続き関東財務局も含め三者で協議を行うこととなった。

② 補助者の位置づけについて

本分科会では、過去の補助者に関する通達の研究や、補助者が土地家屋調査士の管理・監督の下、単独で行える業務についての検討が行われ、検討結果を会長に中間報告書として提出を行った。

なお、平成22年度には補助者の業務について、広く意見を求めるため、全会員を対象としたアンケートの実施を検討している。

③ 筆界特定制度及びADR境界紛争解決センターの活用・ADR認定調査士の活用について

本分科会では、筆界特定制度とADR境界紛争解決センターの利用を促進するために、ADR境界紛争解決センターの広報等について協議を行い、一般国民だけでなく、会員に向けた広報活動も必要であることを確認した。

また、ADR認定調査士の活用については、現在、本会理事が対応している、ADR境界紛争解決センターの事前相談に、ADR認定調査士を加えた相談体制を構築するよう提言し、会長に中間報告書を提出した。

(5) データセンター設立準備プロジェクトチーム

昨年度に登記基準点技術センタープロジェクトチームによって設置された、認定登記基準点の情報を本会ホームページ上の「認定登記基準点情報」に公開を行った。

また、中野区役所と協議を行い、中野区から情報提供を受けた基準点データ（街区多角点、区2級基準点、区3級基準点）の公開を行った。

現在、豊島区の基準点データの公開に向け、豊島区役所と協議を行っている。

なお、今後は現在基準点の掲載に使用しているグーグルマップ以外のGISシステムについても研究を行い、より会員が利用しやすい掲載方法の検討を行う予定である。

(6) 登記基準点技術センタープロジェクトチーム

認定登記基準点の設置地区選定作業の結果、今年度は小平市に登記基準点の設置を行うこととなった。

なお、設置を行った登記基準点については、現在、測量成果品検定の準備を行っている。

会員向けの啓蒙活動としては、平成21年12月9日（水）に、「登記基準点研修 GPS編」を開催した。

また、現在、登記基準点の設置等に関する「登記基準点設置マニュアル」の編集を行っており、更なる啓蒙活動を行う予定である。

(7) オンライン申請促進プロジェクトチーム

オンライン登記申請の促進のため、「オンライン登記申請促進に係わる伝達研修会」を開催した。

また、各支部長に「オンライン登記申請担当者」の推薦を願い、選任を行い、同担当者と共に、オンライン申請の促進、会員からの質問等についての対応を行った。

更に、本会ホームページの「会員の広場」に「オンライン申請Q&A掲示板」を設置し、会員間の情報の共有化、オンライン登記申請のサポート体制の構築を行った。

4. 業務に関する相談体制の整備・充実

本年度から、毎週木曜日に実施している無料相談に加えて、毎週月曜日にも無料相談を実施した。

なお、本年度における相談業務については、会務報告9（76）（7頁参照）のとおりである。

また、本年度の相談案件のうち、未完了案件は2件あり、文書による苦情申し立て案件は、6件であった。

未完了案件及び苦情申し立て案件については、申立人及び当該会員に対して事実確認等の対応を行った。

【事業部分掌に係る事業】

1. 土地家屋調査士制度広報活動の推進

(1) 各支部における制度広報活動については、本会における広報活動の柱の一つと位置付け、引き続き注力した。今年度においては18の支部で実施されており、実施支部の多くでは、恒例行事として定着しており、この活動が地元浸透しつつあるとの報告を受けている。

事業部においては、このように地元地域に密着した地道な活動を継続することで、土地家屋調査士の知名度及び信頼性の向上、ひいては業務拡大にもつながるものと考え、広報活動の柱の一つと位置付けている。

また、平成16年11月の設立当初から正会員として参画している「まちづくり支援機構」の活動においては、関連士業間との連携を深めていくとともに、地域住民だけでなく行政機関との関係強化も目的として、さまざまな訓練等を実施している。

なお、次年度においては、これまで定例化していた活動に限らず、「出前授業」という形で、社会貢献活動という新たなる分野に取り組もうと検討を重ねている。

(2) 今年度の開催をもって15回目を迎えた、都内の10士業「土地家屋調査士・弁護士・司法書士・税理士・行政書士・社会保険労務士・弁理士・公認会計士・不動産鑑定士・中小企業診断士」が合同で主催する「暮らしと事業のよろず相談会」に参加した。当会への相談は12件であった。

専門家として、国民の抱える複雑な法律問題に対し迅速かつ丁寧に対応することが求められつつある昨今、このように複数の資格者が同時に応対できる場に参加・協力を行うことは、同時に我々土地家屋調査士としての存在意義を高めていくことに繋がると期待している。

また、この活動を通し、他士業団体に対する土地家屋調査士の業務についての理解が深まったことも強く感じられる。

- ・名称：「暮らしと事業のよろず相談会」
- ・開催日：平成21年10月3日（土）

・場 所：霞ヶ関 弁護士会館

(3) 4月1日の「表示登記の日」、10月1日の「法の日」における無料相談会並びに常設「支部無料相談会」は、全支部また全会員の協力により、例年どおり都内各所で実施された。相談会の総相談件数は、992件と前年度から51件の減少であった。

また、前述した「暮らしと事業のよろず相談会」で培われた他士業間との連携により、各支部における単一士業相談から、国民のニーズが高い「複数士業による合同相談」へと変化する様子も見受けられた。

(4) 平成13年より参加している、国土地理院と東京都の共催による「測量の日」イベント「くらしと測量・地図」展が、今年度も新宿駅西口広場イベントコーナーで開催された。

人の往来の激しい場所にある会場であるため、大変盛況なイベントとなった。新宿・中野・豊島各支部の協力の下、本会が開設した無料相談会には、3日間で51件の相談があった。

会場では、今年度新たに作成されたポスターを貼るとともに、のぼり旗とバナー看板を立てることで、通りがかりの人にも目立つように工夫し、PRに努めた。

・名 称：平成21年度「測量の日」記念「くらしと測量・地図」展

・開催日：平成21年6月2日（火）～4日（木）

・場 所：新宿駅西口広場イベントコーナー

(5) 創設当時より正会員として本会が参画している「災害復興まちづくり支援機構」の一員として、引き続き積極的に活動に取り組んだ。同機構の活動の中核をなす各地区の「災害復興訓練」に参加することで、区役所職員、地域住民と協力し合い、専門的資格を有する者として災害時に備え、想定される問題の解決に導けるよう研鑽を重ねた。

この訓練に参加することで、土地家屋調査士が暮らしの中でどのような役割を果たせるのか、また、自分たちが専門家としてどのような形で社会に寄与できるのかを改めて見つめ直し、地域との関係をより密にすることで更なる信頼を築き上げていきたいと考えている。

また、今年度は、各区で実施された「災害復興まちづくり訓練」等の活動に、足立・品川・豊島の各区支部にご協力をいただいた。今後も、順次各地域で実施されることが予定されていることから、その際には、該当の各支部へ協力を求めていくこととしたい。

そして、平成21年7月16日（木）には、本会と東京司法書士会の合同で幹事会を務めた、シンポジウム「第3回専門家と共に考える 災害への備え・地域復興編 ～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき！～」が都庁第一本庁舎5階大会議場において開催された。来場者は約400名となり、交流レセプションにおいても多くの参加があり、盛況のうちに無事終了した。

アンケートについても、シンポジウムの内容に対して好意的な意見が多く見受けられたことから、今後もこのようなイベントへの積極的な参加を通して制度広報に努めていきたいと考えている。

(6) 今年度も本会オリジナルキャラクターの「エコゾウ」と「トッチ」をより活用すべく、会員が名刺やFAX用紙等の媒体に使用しPRできるよう、本会ホームページにおいて、新たなイ

ラストを公開した。本会のキャラクターとして作成され4年目となり、非常に定着してきたものと考えている。

次年度以降も両キャラクターには、東京土地家屋調査士会のイメージキャラクターとして活躍してもらい、調査士制度に馴染みのない方々に対して最も受け入れられやすいPR方法の1つとして継続させていきたい。

2. 会報の編集・発行及びホームページの充実

現在の会報については、年4回発行されている。そのため、迅速な伝達を要する情報はホームページに移行し、会報には会員の趣味のコーナーや他会会員による記事を掲載することで、ホームページでは知ることのできない情報を掲載できるよう、特集及び企画した。

ホームページにおいては、時間を問わず誰もが掲載された情報を閲覧できるというインターネットの特性を生かし、様々な情報を提供する媒体として活用すべく、管理・運営に注力した。

また、ホームページが更新された際にその情報を提供する「更新情報通知メール」のサービスも引き続き実施している。さらに、登録者を増やすため、今年度からは、当会へ新たに入会する会員に対し、入会手続き際し「更新情報通知メール」への登録を促すこととしている。

なお、ホームページについては、THP委員会委員と共に、イラストを用いて調査士業務を分かりやすく解説した「私たちの業務」のページを作成し、「会員の広場」の各種コンテンツを整理して、情報検索のためのインデックス機能の充実を目指した。

3. 筆界特定制度及び境界鑑定業務体制への対応

現在、境界鑑定業務取扱会員の登録者数は164名であり、境界鑑定業務に関する広報活動として、例年同様、12月中に東京地方裁判所及び同八王子支部を訪問し、本委員会の積極的な活用を要望した。今年度は合計1件の鑑定依頼があり、当該地区の会員に鑑定を依頼した。

平成18年1月20日に施行され既に4年が経過した筆界特定制度であるが、東京法務局管内において、制度発足以来、毎年、年間200件を超える筆界特定申請があり、国民一般にも浸透しつつある。現在、合計90名の筆界調査委員で、その申請事件に対応している。

昨年度に引き続き、東京法務局筆界特定室との密接な協力体制の下、今年度で3回目となる調査委員を対象とした研修会を開催し知識を深め、筆界の早期特定に向け尽力した。

- ・名 称：「筆界調査委員研修会」
- ・開催日：平成21年12月5日（土）
- ・場 所：東京土地家屋調査士会 3階会議室

また、筆界特定調査における測量作業に関し、「筆界特定手続の特定調査における測量作業規程」を作成し、同規程に沿って作業を行うよう、測量実施者へ周知すべく研修会を実施した。

- ・名 称：「筆界特定手続の『特定調査における測量作業』に関する研修会」
- ・開催日：平成21年3月6日（土）・27日（土）
- ・場 所：東京土地家屋調査士会 3階会議室

4. 地図作成・地籍調査等の地図整備事業への対応

(1) 法第14条地図作成作業が新宿支所で実施された。

(2) 地籍調査については中央区・墨田区・青ヶ島村で実施された。

(3) 今後の地図作成に関わる諸般の問題について、東京法務局とも緊密な連携を図りつつ、「登記所備付地図作成作業の効率化及び受託体制の整備」に関する研究・検討を目的とした「東京土地家屋調査士会地図対策室（仮称）」（以下「地図対策室」と略称する。）を設置するに当たり、準備組織として『地図対策室（仮称）』設置準備会」を立ち上げた。

5. 非土地家屋調査士等排除対策及び対応

平成15年度まで実施していた標記実態調査の再開が難しい状況である。

また、非土地家屋調査士等の排除対策については、日本土地家屋調査士会連合会、公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び会員等と連絡を密にしていかなければ推進することができない状況であることから、引き続き対応を検討するとともに、抑止に努めていきたいと考えている。

6. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会への対応

東京公嘱協会より活動状況及び財政状況の報告を受け、理事会に報告すると共に、公嘱協会の支所長会議に出席し、その運営状況等の把握に努めた。

昨年に引き続き、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会への復帰問題について話し合いを重ね、十分な協議をもって前向きに検討してもらいたい旨の要望を述べた。

公益法人改革に基づく公嘱協会の新法人への移行に関する各種問題についても協議を行い、今後の方向性について指導を行った。

また、入札等における諸問題も発生しているところから、次年度以降は、東京公嘱協会から情報提供をされるよう適宜促し、対応を行っていく計画である。

- ・ 名 称：「第1回本会事業部と東京公嘱協会総務部との打合せ会」
- ・ 開催日：平成21年7月29日（水）
- ・ 場 所：東京土地家屋調査士会 理事会室

- ・ 名 称：「第2回本会と東京公嘱協会との全体打合せ会」
- ・ 開催日：平成21年10月16日（金）
- ・ 場 所：東京土地家屋調査士会 3階会議室

7. その他

(1) 伊能忠敬の日本測量開始210周年にちなみ、伊能忠敬研究会、江東区及び江東区教育委員会、社団法人日本ウォーキング協会による共催の下、再現された伊能図が公開された。

当会では、城東ブロックの協力の下、伊能図公開のためのフロア展に参加した。当日は取材が行われ、テレビ放送や各種地方新聞のWEBサイトへ記事が掲載されるなど、その結果、約6,000名の来場者を数え、盛況のうちに無事終了した。

- ・ 名 称：「完全復元伊能図全国巡回フロア展」
- ・ 開催日：平成21年4月9日（木）・10日（金）・11日（土）・12日（日）
- ・ 場 所：江東区深川スポーツセンター

(2) 被災時に行政機関が行う「家屋・住家等被害状況調査」を推進し、かつ、国及び東京都に対し、土地家屋調査士の社会的貢献に対する可能性と意欲・能力を示すため、「家屋・住家

等被害状況調査」に関する講習会が開催された。

受講者は、156名を数え、質疑応答も活発に行われ、この活動に対して大きな期待と興味を寄せていることが感じられる中、盛況のうちに終了した。

当会は、この活動に注力していくとともに、引き続き継続して開催数を重ねていけるよう、積極的に検討していきたいと考えている。

- ・名 称：「土地家屋調査士による『家屋等被害状況調査』に関する講習会」
- ・開催日：平成22年2月10日（水）
- ・場 所：都庁第一本庁舎9F 防災センター